



【第1期:平成21年度～平成25年度】	
施策の基本方向	
3 福祉でまちづくり	(1) 住民参画と住民主体による生活支援の仕組みづくり ア 社会福祉行政分野への住民参画の促進 イ 住民参加による生活支援活動やサービスの提供 ウ 災害時の要援護者支援及び被災者の生活支援 エ ユニバーサルデザインの普及・促進
(2) ボランティア・NPO・コミュニティビジネスの支援	ア ボランティアと福祉活動NPOの活動支援 イ 企業の社会貢献活動の促進
(3) 地域の福祉活動の財源の創出	ア 各種基金及び民間資金の活用 イ 共同募金と歳末たすけあい運動の推進

新設

【第2期:平成26年度～平成30年度】	
施策の基本方向	
4 福祉でまちづくり	(1) 住民参画と住民主体による生活支援の仕組みづくり ア 社会福祉行政分野への住民参画の促進 イ 住民参加による生活支援サービスの提供 ウ 避難行動要支援者の支援及び被災者の生活支援 エ ユニバーサルデザインの普及・促進
(2) ボランティア・NPO・コミュニティビジネスの支援	ア ボランティアと福祉活動NPOの活動支援 イ 企業の社会貢献活動の促進
(3) 地域の福祉活動の財源の創出	ア 各種基金及び民間資金の活用 イ 赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動の推進
5 被災地の福祉コミュニティの再生と生活支援	(1) 人材の確保・育成 ア 被災者支援に従事する者の育成 イ 地域づくり活動の担い手育成 ウ 要援護者支援のボランティアの確保・育成 (2) 被災者の安心の確保と生活支援 ア 被災者が安心して生活できる環境づくり イ 被災者のふれあいの場づくり (3) 新たな福祉コミュニティの形成支援 ・ 福祉コミュニティの再構築

【変更】

【項目異動】

【変更】

【項目統合】

【第3期:平成31年度～令和5年度】	
施策の基本方向	
4 福祉でまちづくり	(1) 住民参画と住民主体による生活支援の仕組みづくり ア 社会福祉行政分野への住民参画の促進 イ 住民参加による生活支援サービスの提供 ウ 避難行動要支援者の支援及び被災者の生活支援 エ ユニバーサルデザインの普及・促進
(2) 多様な主体による地域福祉の取組	ア ボランティアと福祉活動NPOの活動支援 イ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進 ウ 企業の社会貢献活動の促進
(3) 地域の福祉活動の財源の創出	ア 各種基金及び民間資金の活用 イ 赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動の推進
5 被災地の福祉コミュニティの構築と生活支援	(1) 人材の確保・育成 ア 被災者支援や地域づくり活動の担い手育成 イ 要援護者支援のボランティアの確保・育成 (2) 被災者の安心の確保と生活支援 ア 被災者が安心して生活できる環境づくり イ 被災者のふれあいの場づくり (3) 新たな福祉コミュニティの形成支援 ・ 福祉コミュニティの再構築

大幅見直

項目異動

【第4期:令和6(2024)年～令和10(2028)年度】		
施策の基本方向		次期計画の考え方(協議会用)
(2) ケアを行う家族等への支援	ア ケアラー支援の推進 イ ヤングケアラーへの支援 ウ ダブルケアへの支援 エ 介護離職の防止	・ ケアの重要な担い手である家族への支援について、新たに項目を追加する。
4 福祉でまちづくり	(1) 地域福祉活動における住民活躍の仕組みづくり ア 社会福祉施策プロセスへの住民参画の促進 イ 地域に根差した住民参加型の生活支援サービスの展開 ウ 避難行動要支援者の支援及び被災者の生活支援 エ ユニバーサルデザインの普及・促進	・ 特に項目の変更はない。
(2) 多様な担い手による地域福祉活動の取組	ア ボランティアや福祉活動NPOの活動支援 イ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進 ウ 企業の社会貢献活動の促進	・ 特に項目の変更はない。
(3) 地域福祉活動における多様な財源の活用	ア 各種基金及び民間資金の活用 イ 赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動の推進	・ 特に項目の変更はない。
5 被災経験を活かした支援体制づくり	(1) 東日本大震災津波における被災者支援 ① 安心できる生活 ア 安心して生活できる環境づくり イ 新しいコミュニティの活性化 (2) 今後の災害への備え ① 担い手の育成・確保 ア 災害派遣福祉チーム(DWAT)の体制構築 イ ボランティアの確保・育成、受入れ体制の整備 ② 日頃からの備え ア 避難行動要支援者の把握と支援(一部再掲) イ 福祉避難所の整備	・ 従前の支援を継続する視点と、現行の第2期復興創生期間後を見据えた展開を志向。 ① 被災者支援の継続 ② 被災地域の日常支援(一般的支援)へのシフト(重層事業の活用も視野に) ③ 今後起こりうる災害への備え
6 市町村の体制づくり	(1) 地域福祉計画の推進 ・ 市町村計画を推進するための支援(策定ガイドライン) (2) 包括的な支援体制の整備への支援 ア 市町村が抱える課題・ニーズ イ 市町村における包括的支援体制・重層的支援体制整備に向けた支援(後方支援事業)	・ 社会福祉法等の改正及び全市町村で計画が策定されたことを踏まえた、ガイドラインの修正 ・ 市町村が行う包括的支援体制・重層的支援体制整備への県の後方支援の方向性を示す。

【新規】